

第 13 回全国通関士模試

公益財団法人日本関税協会

— 採点結果の講評 —

本模試では、本年 7 月に財務省より公告された「第 46 回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみると、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等、通関実務の 3 科目でそれぞれ満点の 6 割以上）を満たした受験者は全体の 6.8% で、第 45 回通関士試験の合格率（9.9%）と比較するとやや低いものとなりました。

なお、ケアレスミスが散見され、通関実務では、記入注意事項に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、『0』をマークすること」と明記してあるにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も少なからず見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点が取れていないこととなるケースがある等、自己採点とは異なる結果になった方もいると思います。本試験においてもマークシートの「記入上の注意」等をよく読み、記載されている注意事項に従って記入するように心がけてください。解答は正解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは非常にもったいないことです。

また、設問が択一式であるにもかかわらず、複数選択している方も若干いましたので、注意しましょう。

本模試の判定はあくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの約 20 日間を悔いの残らないように頑張り通し、必ずや本試験で栄冠を勝ち取ってください。

（訂正とお詫び）

正誤

第 1 科目（通関業法）及び第 3 科目（通関実務）の「解答と解説」につきまして、下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

記

科 目	問 題	正	誤
通関業法	第 12 問	正解 5 解説 (誤 = 5) 5 税関長は、・・・・通関士となるべき者その他の通関業務（「通関業者」ではありません。）の従業者の名簿・・・・ (正 = 1、2、3、4)	正解 0 解説 (誤 = 0) (正 = 1、2、3、4、5)
通関実務	第 12 問	解説 4 ・・・・(同法第 4 条第 1 項本文、同法基本通達 4 - 2 - (2)、4 - 2 の 2 (1))	解説 4 ・・・・(同法第 4 条第 1 項本文、同法基本通達 4 - 2 (3) - ロ)

I 通関業法

【総体的事項】

■総評

通関業法全体の正解率は67%で、72%の方が合格基準に達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は76%で、この問題形式では十分の成績にいま一歩でした。合格しようとする個々人のベースでは80%は欲しいところです。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は41%でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。

複数肢選択式は、その解答数が2つ又は3つのいずれになるのかということで悩んだ方が多かったこともあり、このような結果になったものと考えられます。

■択一式

択一式全体の正解率は56%で、やや低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

【個別事項】

問題のうち、正解率の特に低いもの等注意すべき点については以下のとおりです。

■語句選択式

第3問（通関士の審査等） 正解率：イ-88% ロ-65% ハ-60% ニ-92% ホ-63%

この出題は、通関業法第14条に規定する通関士の審査が必要な通関書類及び通関士の記名押印の意義に関するものですが、ほぼ理解が進んでいるようです。

ロについては、⑩特例申告又は⑮輸入許可前引取承認申請とする答えもかなり多く見られましたが、前後の文脈をしっかりと掴んだ上で判断し、回答することが必要です。

ニ及びホについては、通関書類に係る通関士の記名押印は、通関業者の義務です（同法第14条）。

しかし、この記名押印の有無は、特別な事情により記名押印することができなかった場合を考慮し、輸出入申告等の効力に影響を及ぼさないものとされています（同法第21条）。

通関手続の安定性や迅速性の観点から設けられた、特別な措置として理解してください。

第4問（記帳、届出、報告等） 正解率：イ-30% ロ-70% ハ-64% ニ-87% ホ-72%

この出題は、通関業法第22条に規定する通関業者の義務に関するものですが、十分に合格点に達しているようです。ただし、同種の問題である第10問の正解率から見て、更なる努力を要するものと思われる。

イについては、「⑮収入に関する」が正しい語句ですが、「⑨収支に関する」に惑わされたようです。通関業者に、通関業務及び関連業務の料金収入に関する記帳義務を課することにより、税関による適切な監督・指導を実施しようとするものであり、「支出」については、記帳義務が課されていないことに注意が必要です。

なお、同法施行令第8条第1項に規定する「通関業務一件ごとの明細の記載」も通関業務について受ける料金に関するものです。

第5問（通関士の資格の喪失） 正解率：イ-66% ロ-94% ハ-90% ニ-76% ホ-91%

この出題は、通関業法第32条に規定する通関士の資格の喪失に関するものですが、特段の問題は見られませんでした。

ただし、イについては、「確認」のほか「許可」、「承認」、「認可」等紛らわしい語句が多数ありますので、法令の条文に沿って再確認されるようお勧めします。

■複数肢選択式

第6問（通関業の許可の基準） 正解率：31%

設問「4」を正しい記述とした方が多く見られましたが、通関業法にはこのような規定は設けられていません。保税蔵置場の許可の要件（関税法第43条第9号）と混同しないようにしましょう。

第7問（変更等の届出） 正解率：38%

設問「5」を誤った記述とした方が多く見られましたが、同法第12条第1号の規定において、第4条第1項第4号の規定が除外されていることに留意が必要です。また、同条第2号においても第6条第2号等が除外されていることに留意しましょう。

第8問（通関業の許可の消滅） 正解率：21%

正解率は、極めて低調でした。

誤った記述である設問「1」（消滅する。）を正しい記述とした方、又は、正しい記述である設問「5」（消滅しない。）を誤った記述とした方が多く見られましたが、「許可の消滅（同法第10条）」と欠格事由（同法第6条）の規定に該当することによる「許可の取消し（同法第11条）」については、各条文で十分理解する必要があります。

第9問（通関業者及び通関士の義務） 正解率：69%

この出題は、通関業法第17条から第20条及び第33条に規定する通関業者及び通関士に係る種々の義務に関するものですが、合格点は確保できているようです。

「5」の記述を正しいものとする誤った解答が多く見られましたが、通関業者や通関士による名義貸しの禁止に例外はありませんので、特に注意してください。

第10問（記帳、届出、報告等） 正解率：46%

この出題は、通関業法第22条に規定する通関業者の義務に関するものですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

「1」については、通関業者の記帳義務は、営業内容すなわち通関業務及び関連業務の料金収入に関する記帳義務を課することにより、通関業者に対する適切な監督・指導を実施しようとするものであることに理解が必要です。

「3」については、通関業務に関して依頼者から依頼を受けたことを証する書類のほか、帳簿書類の保存は、通関業法上3年とされています。関税法では、5年、7年とされているので、混同しないよう注意してください。

■択一式

第12問（通関業の許可の申請） 正解率：27%

正解率は、極めて低調でした。

誤った記述である設問「5」、「4」、「3」又は「1」を正しい記述とした方が多く見られました。通関業の許可の申請の際必要とする添付書面については、同法施行規則第1条の規定を正しく理解する必要があります。

第15問（通関士の設置） 正解率：40%

この出題は、通関業法第13条に規定する通関士の設置に関するものですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

「2」については、通関士の設置に係る地域限定の条件は、営業所の所在地ではなく、通関業務の行われる地域を基準としており、実質的に営業が行われる場所により判断することになっています。

「4」については、認定通関業者又は特定委託輸出申告に関し、通関士の設置の要否を問うものですが、これらについても例外はありませんので、惑わされないことが必要です。

第16問（通関士の審査） 正解率：65%

この出題は、通関業法第14条に規定する通関士の審査に関するものですが、十分に合格点に達しているようです。

「3」については、不服申立書と不服申立てに係る陳述書の混同を誘うものです。

また、「4」については、通関士の審査における通関業務に係る書類と関連業務に係る書類の取扱上の同異を問うものです。いずれも通関士の審査は、最も重要な最小限の書類に限定されているものであることを理解してください。

第 17 問（通関士の確認） 正解率：60%

この出題は、通関業法第 31 条に規定する通関士の確認に関するものですが、ほぼ理解が進んでいるようです。

「2」については、通関士に対する懲戒処分である従業禁止と通関士の資格の喪失に関する正確な理解が求められます。通関士は、従業を禁止されると、処分期間の経過後に改めて税関長の確認を要することになりますが、通関士の資格まで喪失するものではありません。

「4」については、税関長による確認が、通関士として従事させる者につき「通関士の欠格事由に該当しないこと」を目的として行われるものであることから、必要最小限の書類として「通関士の欠格事由に該当しないことを証する書類」及び「通関士試験合格証書の写し」を提出するものとされています。

第 18 問（通関業者に対する監督処分） 正解率：49%

この出題は、通関業法第 34 条に規定する通関業者に対する監督処分に関するものですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

「3」は、通関業者の役員その他通関業務に従事する者による違法行為又は信用失墜行為に対する監督処分に関する正しい記述です。役員等による個人の違反についても、通関業者の責めに帰すべき理由があるとき、すなわち通関業者にその選任、監督上の故意又は過失があるときには、通関業者の信用と品位を保つため、監督処分が行われることになっています。

「5」は、通関業の許可の取消しとその際に進行中の通関手続の処理に関する誤った記述です。この通関手続の処理に関する特別な規定は、通関手続の円滑な進行を確保するとともに、依頼者の便宜を図ろうとするものであり、通関業法第 10 条第 1 項に規定する許可の消滅事由（廃業、法人の解散等）以外の事由（許可の取消し）による許可の消滅の場合には、適用がありません。

第 19 問（通関士に対する懲戒処分） 正解率：57%

この出題は、通関業法第 35 条に規定する通関士に対する懲戒処分に関するものですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

「1」は、従業禁止処分と従業停止処分の内容の相違を問うものです。停止処分については、1 年以内の期間を定めて停止されますが、禁止処分については、一律に 2 年間、禁止されることになっています。

「5」は、懲戒処分に係る公告に関する誤った記述です。比較的軽微な懲戒処分である戒告処分であっても、公告により、通関業務の依頼者等に周知を図るものとされています。

第 20 問（罰則） 正解率：30%

この出題は、通関業法第 6 章に規定する罰則に関するものですが、公訴提起、両罰規定等についての理解に弱点が見られるようです。

「4」は、公訴提起の前提となる告訴に関する誤った記述です。秘密を漏洩する罪（同法第 41 条第 1 項第 3 号）については、秘密保護の観点から、被害者からの告訴がなければ公訴を提起することができないものとされていますが（同条第 2 項）、通関業法上の他の罪についてはこのような規定はありません。

「5」は、両罰規定に関する正しい記述です。両罰規定は、違反行為を厳重に取り締まることにより通関業法の目的を達成するため、行為者を罰するほか、業務主である通関業者も罰するものであり、①秘密を漏洩する罪（同法第 41 条第 1 項第 3 号）、②懲戒処分に違反する罪（同法第 42 条第 2 号）、及び③通関士の名義貸しの罪（同法第 44 条第 2 号）を除く、その他の罪について適用されることになっています（同法第 45 条）。

II 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

【総体的事項】

■総評

関税法等全体の正解率は52%であり、37%の方が合格基準に到達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は66%でした。合格のためには個々人のベースでは80%は欲しいところです。

通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野のバランスを見ながらフォローするよう心がけましょう。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は30%で、極めて低調でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。これは、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

■択一式

択一式全体の正解率は44%で、低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

これも複数肢選択式と同様に、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

【個別事項】

■語句選択式

第3問（輸出してはならない貨物） 正解率：イ-37% ロ-71% ハ-87% ニ-86% ホ-75%

この出題は、第6章第4節第1款に規定する輸出してはならない貨物に関するものですが、十分に合格点に達しているようです。

ただし、イについては、正解である「⑫麻薬」のほか、「③火薬類」、「⑤けん銃」等の解答も多数見られました。これらの貨物は、輸入してはならない貨物ではあっても、輸出してはならない貨物とはされていません。両貨物を比較しながら、正確に理解することが必要です。

第5問（外国為替及び外国貿易法の輸出規制） 正解率：イ-69% ロ-51% ハ-85% ニ-25% ホ-25%

この問題は、外国為替及び外国貿易法の輸出規制の基本である輸出の許可の目的、その規制の実効性を確保するための制裁及び罰則についての理解を問う問題です。

ハ以外の正解率は芳しくなく、イについても「⑩承認」と誤った解答を選択した方が29%もあり、ニ、ホについても最多解答はいずれも誤りである解答（ニ：「⑧500万円」を選択した方50%、ホ：「2倍」を選択した方38%）が選択されていました。

「輸出の許可」と「輸出の承認」との違いをきちんと把握しておきましょう。

制裁についても、無許可輸出の場合は3年以内の輸出禁止であり、無承認輸出の場合は1年以内の輸出禁止と違うことをしっかり認識しましょう。

罰則についても無許可輸出は7年以下（核兵器等のおそれのある場合は10年以下）の懲役、無承認輸出の場合は5年以下の懲役で、罰金刑は無許可輸出の場合は700万円以下（核兵器等の場合は1,000万円以下）、無承認輸出の場合は500万円以下であり、体系的に整理して確認しておきましょう。

■複数肢選択式

第6問（外国貨物の定義） 正解率：11%

正解率は、極めて低調でした。

この問題は関税法第2条に規定する「外国貨物の定義」に関する問題です。設問「3」を外国貨物とした方が大多数いましたが、同条第3号では「本邦に到着した貨物」、同条第4号では「本邦にある貨物」といずれも本邦にある貨物について、外国貨物又は内国貨物の判断基準を規定（定義）しています。したがって、外国の船舶が採捕した水産物であっても、本邦に到着していない貨物については外国貨物でも内国貨物でもないことに十分留意してください。

第8問（輸出通関） 正解率：27%

正解答は、「3」、「4」及び「5」の3つですが、回答として1つまたは2つを選択した方が約66%でした。「3」については約95%の方が正しいものと理解していましたが、「4」を選択した方が約43%及び「5」を選択した方は約48%で、正解答として3つを選択できなかったことが正解率の低下に影響を与えております。

「4」の輸出申告における搬入原則の撤廃は、昨年導入された制度であり、出題される可能性が高いのでしっかりと理解しましょう。

また、「5」の本船扱い（ふ中扱いも同様）についてもよく出題される分野ですので、関税法基本通達67の3-6-1（輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い）を確認しておきましょう。

第9問（輸出してはならない貨物） 正解率：39%

この出題は、関税法第6章第4節第1款に規定する輸出してはならない貨物に関するものですが、当該貨物に係る輸出差止申立制度及び認定手続の理解について今一步の努力が必要です。

「3」は、輸出差止申立てに係る貨物の見本の検査に関する誤った記述です。輸出差止申立人は、貨物の点検（外形的な確認）をすることができますが（同法第69条の4第4項）、見本の検査（見本の分解、性能試験、分析等）は認められていません。見本の検査は、輸入差止申立人に、その主張を裏付ける証拠や意見を提出するために認められている制度です（同法第69条の16）。

「4」は、専門委員に対する意見の求めに関する正しい記述です。税関長は、適正な判断をするため、経済産業大臣の意見を求めるべき事項（不正競争防止法関係）を除き、商標権者等から提出された証拠が侵害事実を疎明するに足るものであるか否かについて、専門委員に対して意見を求めることができるものとされています（関税法第69条の5）。

「5」は、輸出差止申立人に対する担保の提供命令に関する正しい記述です。輸出差止申立てに係る貨物の輸出者が被るおそれのある損害の賠償を担保するため、税関長は、輸出差止申立人に対し、相当と認める額の金銭を供託所に供託すべき旨を命ずることができるものとされています（同法第69条の6第1項）。

第10問（郵便物の輸出手続） 正解率：7%

この出題は、近年、輸出入申告制度及び申告納税方式が導入された郵便物の輸出手続に関するものですが、当該手続について再度整理し直して理解を深めるとともに、設問を注意深く読むようにすることも必要です。

「1」は、輸出郵便物についての輸出申告に関する正しい記述です。20万円を超える郵便物のほか、輸出者の利便を考慮し、輸出申告の申出があった郵便物についても、輸出申告をすることができるものとされています（関税法第76条第1項、第3項、同法施行令第66条の3）。

「2」は、輸入申告に係る郵便物についての納税方法に関する誤った記述です。輸入申告に係る郵便物の関税は、日本銀行等に納付するものとされています（同法第9条の4）。郵便事業株式会社に納付委託する方法は、関税法第76条に規定する簡易手続に係る郵便物のみに認められる納税方法であり、輸入申告に係る郵便物については認められていません（同法第77条第3項、第77条の2第1項）。

「5」は、原産地について偽った表示がされている輸入郵便物の是正方法に関する正しい記述です。輸入郵便物については、一般の貨物と異なり郵便路線上にあることから、郵便事業株式会社にその旨を通知し、同社において、名宛人に当該表示を抹消等させるものとされています（同法第78条第2項）。

第13問（減免・戻し税制度） 正解率：37%

正解は「2」と「3」ですが、正解率はやや低調でした。「2」を選択できた方は83%、「3」を選択できた方も66%あったものの、誤りである「1」、「4」及び「5」を選択した方が22%、22%及び19%とそれぞれ5分の1にも及びました。また「2」を選択できたのに「3」を選択できなかった人が20%、「2」と「3」を選択できたのに更にもう一つ追加して3つ選択してしまった人が15%ありました。

関税定率法第19条の3（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）及び同法第20条（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）について戻し税を受けられる場合は、いずれも輸入時の性質及び形状が変更されていない場合に限られており、また、同法第20条の場合は輸出に替えて廃棄した場合でも戻し税を受けられますが、19条の3の場合は戻し税を受けることができないことを体系的に整理して確認しておきましょう。

第 14 問（特惠関税制度） 正解率：20%

正解率は、大変低調でありました。

正解答である「1」を選択できた方が 43%、同じく「2」を選択できた方が 70%でしたが、誤りである「3」を選択した方が 49%、同じく「5」を選択した方が 43%おられましたので、正解率の全体の低下に大きく影響を与えています。

「3」は、従前の特惠関税制度が特定の鉱工業製品に対して輸入品の限度額等の範囲内で特惠関税を供与する「シーリング方式」を長い間採用しておりましたが、平成 23 年度の法改正により廃止されていることを理解できているかを確認する問題です。また、「5」は、特惠関税の適用を受けるためには、原則として、特惠受益国等の原産品であることを証明した特惠原産地証明書を輸入申告の際のみならず、保税蔵置場に置くことの承認申請（蔵入れ申請等）を行う場合には、当該申請の際に提出する必要がありますので、過去の試験問題にも頻出されており、関税暫定措置法施行令第 28 条等の法令を再確認してください。

第 15 問（輸出貿易管理令） 正解率：18%

正解は「2、4」ですが、極めて低調でした。最多解答は、誤りである「3、4」を選択した方が 34%にも及びました。「4」を選択できた方は 80%いましたが、「2」を選択できた方は 51%に留まったのに対して、誤りである「3」を選択した方が 69%もありました。

ワシントン条約該当貨物については、一時的に出国する者が携帯輸出するものについては規制がされていないことを再確認しておきましょう。この法規制を忘れてしまった場合でも、これは国内でワシントン条約該当品を合法的に所持していたものを携帯輸出し、それを再輸入する場合は輸出規制の必要性はないと考えることができれば、正しい回答の選択にたどり着けることになります。

■択一式

第 18 問（保税地域） 正解率：6%

正解率は、極めて低調でした。各設問については『解答と解説』で再度確認してください。

特に、誤った記述である設問「1」又は「5」を正しい記述とした方が非常に多くいました。指定保税地域の貨物の管理者について、期間を指定して搬入を停止することはできますが、搬出までも停止すると善意の貨物の委託者に間接的に処分がおよぶことから、設問「1」のように搬出入を停止することはできません。同法第 41 条の 2 第 1 項で確認してください。保税蔵置場等を処分する場合の処分についても同様です（同法第 48 条）。

設問「5」の総合保税地域での記帳義務者は貨物の管理者です（同法第 34 条の 2）。

保税地域における記帳義務者

指定保税地域、保税蔵置場、総合保税地域 → 貨物の管理者（同法第 34 条の 2）

保税工場、保税展示場 → 許可を受けた者（同法第 61 条の 3、第 62 条の 7）

第 19 問（輸出申告の特例） 正解率：70%

この出題は、関税法第 6 章第 2 節に規定する輸出申告の特例に関するものですが、十分に合格点に達しているようです。

「1」は、特定輸出申告の方法に関する誤った記述です。当該申告を行う場合には、税関長の承認と電子情報処理組織（NACCS）の使用が求められますが、貨物の品名が指定されることにはなっていないので、注意が必要です（同法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号、第 67 条の 6 第 2 号、同法施行令第 59 条の 5 第 4 項）。

「2」は、特定委託輸出申告に関する誤った記述です。当該申告は、特定輸出者でない輸出者が、認定通関業者に委託して行う輸出申告であり、関税法に違反した者についてこれを認めないとする規定はありません（同法第 67 条の 3）。

第 20 問（特例申告制度） 正解率：62%

この出題は、関税法第 7 条の 2 等に規定する特例申告制度に関するものですが、ほぼ理解が進んでいるようです。

「2」は、特例申告貨物についての税関検査に関する誤った記述です。税関による検査は、必要に応じ、特例申告貨物であっても行われることになっています（同法第 67 条）。

「5」は、特例委託輸入者に係る帳簿書類の保存義務に関する誤った記述です。特例委託輸入者は、特例申告貨物に係る帳簿を輸入の許可の日の翌日から7年間、書類を同5年間（帳簿への記載を省略した場合は、同7年間）保存するものとされています（同法第94条第1項、同法施行令第83条第1項、第6項）。特例輸入者と特例委託輸入者では、保存すべき書類は共通していますが、保存期間の起算日が異なっていますので、注意が必要です。

第21問（輸入してはならない貨物） 正解率：11%

この出題は、関税法第6章第4節第2款に規定する輸入してはならない貨物に関するものですが、当該制度について再度整理し直し、改めて理解を深めることが必要です。

「2」は、権利者又は輸入者による意見陳述の機会の付与に関する誤った記述です。当然のことながら、認定手続の前に当該付与が行われる旨の規定はありません（同法第69条の12第1項、同法施行令第62条の16第1項）。

「3」は、不正競争差止請求権者による輸入差止申立てに関する正しい記述です。商標権者等と同様に、不正競争差止請求権者においても、いずれの税関長に対しても輸入差止申立てをすることができるものとされています（同法第69条の13第1項）。

「5」は、認定手続の取止めに関する誤った記述です。担保金の供託を命じられた特許権者等（申立人）が、指定期日までに供託をせず、かつ、供託に関する契約の締結の届出もしない場合には、認定手続を取り止めることができるものとされています（同法第69条の15第1項、第10項）。認定手続の取止めには、複数の要件の充足が必要です。

第23問（輸入通関） 正解率 48%

正解答は「3」ですが、選択できた方は47.8%と低調でした。入港手続きの規定による積荷に関する報告事項と税関に対する申告の時期に関する問題は、たびたび出題されていますので、しっかりと理解しましょう。

また、誤りである「5」を選択された方が、約17%おりましたが、原産地を偽った表示がされている貨物について、税関長が指定した期間内に訂正等をしない場合には税関長は当該貨物を「留置」することになっています。「没収」ではありませんので、正しく理解しましょう。

なお、択一式の選択問題で複数の回答をしている方が若干おられましたので、注意しましょう。

第24問（認定通関業者） 正解率：41%

この出題は、関税法第6章の2に規定する認定通関業者に関するものですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

「1」は、特例委託輸入者に関する正しい記述です。特例輸入者や特例委託輸入者は、申告納税方式が適用される貨物について特例申告をすることができるものとされています（同法第7条の2第1項）。

「3」は、認定通関業者の認定基準に関する正しい記述です。通関業者としての経歴に関する基準については、複数の税関長から通関業の許可を受けている場合には、最初に受けた許可の日から3年を経過していなければならないものとされています（同法第79条第3項第1号ロ）。

第25問（課税価格の決定） 正解率：28%

本問は、本試験においても頻繁に出題されている関税定率法第4条に規定する輸入貨物の課税価格の決定の原則について問うたものであり、誤った記述はないので、正答は「0」となります。

しかし、「2」を選択した方が22%、「4」を選択した方が24%、「5」を選択した方が14%もおりました。

設問「2」は、買手が輸入貨物の生産に関連して売手に無償で提供する原材料の買付を第三者に委託したことにより当該第三者に対して支払う買付手数料は、加算要素である「当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手により無償で提供された物品に要する費用」に該当するので、当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません（関税定率法第4条第1項第3号イ）。

設問「4」は、買手は、アルバイトの雇用に要する費用を負担して当該輸入貨物を輸入するところから、買手が負担するアルバイトの雇用に要する費用は、売手のために行われた間接支払に該当するので、輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません（同法第4条第1項本文、同法施行令第1条の4本文）。

設問「5」は、買手が行う輸入貨物の使用又は処分の収益であって、直接又は間接に売手に帰属する

額が明らかなものは、その支払期日が定められているかどうかを問わず、その明らかな額を当該輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません（同法第4条第1項第5号）。

第26問（特殊関税制度） 正解率：20%

正解率は、大変低調でした。正解答の「1」を選択できた方が21%と少なかったためです。

「1」は、関税定率法第5条に規定される便益関税に係る問題ですが、当該関税は、WTOに加盟しておらず、また、関税について我が国と条約を締結していない国からの輸入品であっても、我が国からの産品に対して関税上有利な取扱いをしている場合には、政令で国及び貨物を指定し、WTO協定税率による便益関税を供与できる特殊な関税制度です。一方、誤りである「3」を選択された方が53%おられました。緊急関税に関する調査は、原則1年以内に終了することとなっていますが、特別な理由により必要がある場合には、当該調査を延長することができる（「6月以内に限り延長」の規定はありません。）こととなっていますので、注意が必要です。

第27問（減免税制度） 正解率：42%

正解は「2」ですが、正解率はやや低調でした。正解「2」は最多解答でしたが、誤りである「5」を選択した方が25%もあり、正解なしとした方も9%いました。

関税暫定措置法第8条の加工組立て減税制度の適用を受けるためには、輸出時に所定の手続を経て税関長の確認を受けておくことが必須条件となっていること、関税暫定措置法第9条の軽減税率の適用に対しては、担保要件はないということを再確認しておきましょう。

第28問（輸入貿易管理令） 正解率：23%

正解は「4」ですが、極めて低調でした。最多解答は、誤りである「3」を選択した方が35%にも及び、正解なしとした方も22%いて、低調な結果となりました。「3」が正解であると間違えて、「4」を正解と思えなかった方が大勢いたようです。

ワシントン条約該当貨物を国内から輸出し、無償で輸入する場合は輸入規制がないこと再確認しておきましょう。これは、第15問の解説でも述べたように、この規制を忘れてしまった場合でも、本邦から輸出したものが本邦に戻ってくるものですので、規制の必要性はないと考えられることができれば、正解にたどり着けるでしょう。

委託加工貿易についても、輸出承認を受けて輸出した貨物が、その承認内容に従って加工された物を本邦に輸入する場合は規制の必要性が少なく、1年以内に再輸入される場合は輸入承認を要しないことになっています。

第29問（関税率表の解釈に関する通則） 正解率：31%

合格基準には到底及びません。一層の奮起が必要です。特に設問「3」及び設問「5」を正しいとした方が44%もいました。設問「3」では、通則3（a）に規定された「・・・一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。」ということ、また設問「5」では、通則5（b）に規定された「・・・物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料又は包装容器は、当該物品に含まれるが、反復使用に適することが明らかな包装材料又は包装容器については、適用しない。」ということをしつかりと頭にいれておきましょう。正解の選択肢を見落とさないためには、「・・・優先する。」あるいは「・・・含めることができる。」などの記述が通則の内容を正しく反映しているかどうか吟味することが必要です。

Ⅲ 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

【総体的事項】

通関実務全体の正解率は30%であり、8%の方が合格基準に到達していました。

■申告書の作成

申告書作成全体の正解率は29%でした。

輸出申告と輸入（納税）申告それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

①輸出申告 34%

②輸入（納税）申告 26%

■複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式及び択一式全体の正解率は31%で、申告書よりやや高い結果となりました。

なお、複数肢選択式、計算式、択一式それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

③複数肢選択式 19%

④計算式 22%

⑤択一式 51%

【個別事項】

■申告書の作成

輸出申告書の作成は、これまでの学習の通関及び品目分類に加えて、貿易契約の内容も加わった知識を総合して行うことになります。また、輸入（納税）申告書の作成においても、同じく通関並びに商品分類の知識のほかに、常に、新しい課税価格の決定（評価）の知識を総合して対応することになります。

第1問（輸出申告書） 正解率：34%

今回の輸出申告書作成の出題は、スポーツ用品などの品目分類です。かなり低率の正解となりました。

その原因は、スポーツ用品を第42類から第95類までの範囲で出題し、通則、注又は項の規定などで振分けすることになりますが、その内容を正確に把握しなかったために「スポーツ用」という文言に引きずられて誤った分類をしている方が見られます。特に、通則3（b）に基づくゴルフセットの扱いでは大きな違いが出ております。また、どうしてか、少額扱いとなる低額のスポーツバッグが最高額の欄に掲げられている例（10%の人）などがありますので、以下の数値分析を踏まえて、これを今後の正確な分類に反映してください。

（a）登録画面の第1欄：37% （d）登録画面の第4欄：38%

（b）登録画面の第2欄：25% （e）登録画面の第5欄：42%

（c）登録画面の第3欄：29%

第1欄（a）では、「ゴルフ道具一式のセット」の分類で、通則3（b）により、ゴルフクラブ12本一式（第9506.31号）が重要な構成要素と判断されるところ、「その他のゴルフ用品（第9506.39号）」とした誤り（35%の人）がありました。キャディーバッグはプラスチックシート製のものですから、本品セットの構成要素として重要なものではありません。

第2欄（b）では、「アイスクスケート靴でアイスクスケート（刃の部分）が取付けて無く、甲が毛皮製のもの」は、その他の履物（第64.05項）に分類するところ、「アイスクスケート」（第9506.70号）とした誤り（29%）、「履物で甲がプラスチック又は革製」（第64.02項又は第64.03項）とした誤り（27%）がありました。すなわち、本品にはスケート刃が無いこと及び甲が革でなく毛皮であることに注意してください。なお、第4欄（d）では、ローラースケートのローラーが付いたもの（第95類）であるにもかかわらず、付いていないとして第64類とした誤り（20%）がありました。

第3欄（c）では、ゴルフ用の帽子で麦わらを組んだもの（第65.04項）であるが、その他の帽子（第65.06項）とした誤り（20%）とともに、ゴルフ用具（第95類）としたもの（16%）などが見られました。

第5欄（e）では、少額貨物の代表番号選定ミス（40%）がありました。

今後の要留意点は、先ず、仕入書貨物の内容と統計品目表の番号区分の記述内容との突き合わせをし

っかりしてから所属区分を決めることによる正確な品目分類を心がけ、その統計品目番号ごとにまとめた申告価格の把握を徹底してください。なお、無回答が各欄で 64～95 人いましたが、勉強結果を確かめるためにも全ての解答欄に記入できるよう努力してください。

第 2 問（輸入申告書） 正解率：26%

輸入申告書作成の出題は、人造繊維の長繊維の糸及びその製品の申告書作成です。品目分類と申告価格（課税価格）に分けた正解率では、品目分類は合格点にかなり離れた成績であり、また、申告価格（課税価格）でも更に低いことになり、課税価格算出についての計算を正確に行うことができなかったことから、正解率を大きく引き下げました。

（1）品目分類の正解率 35%

- （a）登録画面の第 1 欄：47%
- （b）登録画面の第 2 欄：31%
- （c）登録画面の第 3 欄：39%
- （d）登録画面の第 4 欄：39%
- （e）登録画面の第 5 欄：18%

（2）申告価格（課税価格）の正解率 17%

- （f）登録画面の第 1 欄：18%
- （g）登録画面の第 2 欄：17%
- （h）登録画面の第 3 欄：18%
- （i）登録画面の第 4 欄：17%
- （j）登録画面の第 5 欄：16%

品目分類において、本問では、人造繊維の定義で合成繊維と再生繊維等との区分を第 54 類注から十分に把握しておく必要があります。また、少額貨物の合算において、代表貨物を選定する場合に、最高税率のものか又は最高額のものを登録画面作成注意事項（以下「注意事項」という。）の「記」の内容から把握しておかなければなりません。正解率が低率となりました点は、次のとおりです。

第 1 欄（a）は、「再生繊維の長繊維の糸の織物」（第 57.08 項）のところ、合成繊維の長繊維の糸の織物（第 57.07 項）とした誤り（13%）、また、人造繊維の長繊維の糸（第 54.06 項）としたケース（11%）がありました。

第 2 欄（b）では、「合成繊維の長繊維の糸の織物のうち、第 5407.73 号-021」に分類するところ、「同-022」とした誤り（19%）は、特定合成繊維（ポリアミド 50%+ポリエステル 40%）が 50%を超えなかったことによるもの。このように繊維の種類の重量%を確実に把握して分類することが肝心です。

第 3 欄（c）では、「合成繊維の長繊維の糸の織物のうち、第 5407.42 号-022」に分類するところ、「同-021」とした誤り（19%）で、絹 5%が入っており、「特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの」ではないことによります。

第 4 欄（d）では、「再生繊維の構成割合が全重量の 85%を超えない」（第 5708.31 号）に分類するところ、当該構成割合を超える（第 5408.21 号）とした誤り（16%）があります。

第 5 欄（e）では、少額合算が 2 品目あり、このうち税率の高い（協定税率 5.3%：US\$2,197.25）「第 5407.69 号-223」とするところ、税率は低い（協定税率 3.5%）が金額の高い（US\$2,214.00）「第 5406.00 号-990X」とした誤り（47%）が、大きな値となりました。これは、注意事項の「記」を注意深く読んでいないことによるものです。

以上のように、繊維の分類では、混紡の場合が多く、構成材料割合が分類のカギとなります。

また、注意事項に記してあることは良く把握してから、分類作業に入ることには十分な注意をもっていることが望まれます。

また、申告価格においては、全般に正解率が 16%～18%と大幅に低い状況となってしまう、その内容を精査したところ、その代表的な誤りは「各欄」ともに同様の内容で発見されており、次のような項目があげられます。

これらを解消した場合の正解率 UP は、（f）欄では 18% → 66%程度となります。

- i. 検査費用の未算入：8%～9%の人
- ii. 買付手数料の未算入：3%～5%の人
- iii. 加算費用なし：3%～5%の人
- iv. 相殺値引き（容認、2倍の加算など）：2%～3%の人
- v. 分類による記入欄の相違：2人～3人？（数値的に少ないが、上記（1）の誤りゆへは品目番号欄への記入順の相違がかなり見られるので、連動する課税価格欄への記入誤りも多いはずだが、数値としてはそのように出ていない。）

vi. 解答なし：22%～28%の人（無回答の人がいますが、輸出と同様に勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力してください。）

iv. その他（マークシートへ記入時に8桁までの塗りつぶしが無い等）

このような低い正解率となった本設問の申告価格の計算方法については、これまでの事例集の問題を繰り返し解いて納得がいくまで行うことが望まれます。加算の計算の手順・方法などは、既に、輸入申告書作成問題の申告価格の計算方法としては確立した方法であって、特殊な計算をしなければならないものではありません。そこで、再度、過去の問題をおさらいしてもらおうと共に、本設問についても、再度『解答と解説』を十分に理解してください。

■複数肢選択式

第3問（関税率表の所属の決定） 正解率：2%

ほとんどの方が正解できないという惨憺たる結果となりました。正解以外の選択肢の組合せが多数散在したことは、注の定義を知らないか又は正しく理解している方が極めて少ないことを示唆しています。

正解は1+3+5ですが、1+3、1+5、3+5を選択した方が28%、また1+2+5、1+3+4などを選択した方が5%いました。複数選択式では、正解の数が明示されていませんので、正解となる選択肢をすべて把握できないと得点は難しいことになります。日頃から正確な定義の習得に努めることが必要です。HS改正に伴い、第27類及び第38類に規定されたバイオディーゼル及び第11部の「製品にしたもの」として規定された、少なくとも一の縁を熱溶着した新たな加工法について出題を試みましたが、十分理解されていませんでした。『解答と解説』を熟読し、理解してください。また、いのししの牙をアイボリーではないと解釈し、1+4、3+4、4+5を選択した方が20%いました。アイボリーの定義は、『解答と解説』に引用してありますので、再度熟読してください。注に規定されている定義の出題は、本試験においても広範な類から出題されています。過去問に挑戦し、反復学習しながら知識の蓄積を図ることを希望します。

第4問（課税価格の決定） 正解率：15%

本問は、本試験においても頻繁に出題されている関税定率法第4条に規定する輸入貨物の課税価格の決定の原則について問うたものであり、誤った記述は、設問の「1」、「3」及び「5」です。

「1」及び「5」を選択した方が16%、「3」及び「5」を選択した方が6%、「1」及び「3」を選択した方が6%もありました。なお、解答無しの方が4%もありました。

この設問の「3」『修理委託契約に基づいて、修理をするために本邦から輸出された貨物が外国における修理後に本邦に輸入される場合には、輸入取引（現実に貨物が本邦に輸入されることとなった輸入売買取引、すなわち、当該貨物を修理した国から本邦へ引き取ることを目的として行われた輸入売買取引）がないところから、関税定率法第4条第1項（課税価格の決定の原則）により課税価格を決定することができない。』ので、誤りになるということを理解しておく必要があります。

なお、設問「3」に類似した問題としてしばしば出題されている問題に、《加工賃方式による逆委託加工貿易取引に基づいて、受託者（輸出者）により外国において加工され、委託者により本邦に輸入される貨物の課税価格の決定》があります。加工賃方式による逆委託加工貿易取引に基づき、受託者（輸出者）により外国において加工されて、委託者（輸入者）により貨物が輸入される場合には、加工賃を対価として委託者（輸入者）と受託者（輸出者）との間で当該物品の売買が行われたものとみなして、当該逆委託加工貿易取引を輸入取引（現実に貨物が本邦に輸入されることとなった輸入売買取引）として取り扱うこととされているので、課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができるから（関税定率法第4条第1項、同法基本通達4-1-（1）なお書）、この問題と混同しないようにする必要があります。

第5問（特例申告制度） 正解率：37%

この出題は、関税法第7条の2等に規定する特例申告制度に関するものですが、今一步の努力が必要な水準にあります。

「1」は、特例申告貨物に係る輸入申告の時期に関する正しい記述です。当該輸入申告は、外国貿易船の船長から当該貨物に係る積荷に関する事項が税関に報告されれば、当該貨物が本邦に到着する前であっても、することができるものとされています（関税法第67条の2第2項第2号、第3項）。

なお、この輸入申告は、電子情報処理組織を使用して行わなければなりません（同法施行令第59条の

4第3項)。

「4」は、特例申告の方法に関する誤った記述です。特例申告は、特例輸入者の選択により、輸入の許可ごとに行うか、1月分を一括して行うか、いずれの方法も可能です(同法基本通達7の2-1)。設問においては後者のみが記述されており、一見正しい記述のようですが、前者の記述が欠けており、誤った記述と言わざるを得ません。

第6問(NACCS法) 正解率:19%

この出題は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(NACCS法)に関するものです。一般に馴染みの薄い法律ではありますが、毎年のように出題されるものですので、要点はしっかり押さえておいてください。

「2」は、輸入の許可等税関長による処分通知等に関する誤った記述です。「当該処分通知等を受ける者(輸入申告者等)のファイル」と「NACCSセンターのファイル」を混同させるとともに、「みなし」と「推定」の違いを問うものです。高度な法令知識が必要とされます。

「4」は、口座振替納付における納付日に関する正しい記述です。NACCSにより輸入(納税)申告をした輸入者は、その預金口座のある金融機関(NACCS設置)に納付書の送付があった場合には、その送付の時に関税等が納付されたものとみなされ、輸入が許可されることになっています(NACCS法第4条第2項)。この関税等の納付期日は、納付書の送付があった日の翌日とされており、延滞税が課されることはありません(NACCS法第4条第3項、同令第5条)。

第7問(コンテナ条約特例法) 正解率:23%

この出題は、コンテナ条約特例法に関するものですが、本年度に法令改正が行われたことから、今年度の試験に出題される傾向の高いものです。特に注意が必要と思われます。

「2」は、免税コンテナに係る輸入税の徴収に関する誤った記述です。今年度、免税コンテナの再輸出期間が3月から1年に延長されました(同法第4条)。

「4」は、外国貨物の保税運送に使用する国際道路運送手帳(カルネ)の確認に関する正しい記述です。

外国で発給されたカルネについては、その正当性に関して本邦の保証団体の確認を受けなければならないものとされています(同法第9条、同法施行令第12条)。

「5」は、コンテナの管理者の変更届に関する誤った記述です。管理者が変わる場合には、変更前の管理者から、変更後の管理者に対し、再輸出期間等を通知するものとされていますが、税関長に届出を要することとはされていません(同法第7条)。

■計算式

第8問(納付関税額の計算) 正解率:51%

本問は、本試験においても頻繁に出題されている、輸入する貨物に課される関税額を計算する場合に適用すべき法令を的確に理解しているかを問うたものであり、正解率は51%と比較的に高率であったものの、解答無しの方が4%もありました。

なお、次のような間違いがありました。

①納付すべき関税額は、算出した関税額の100円未満を切り捨てた額でなければなりません(下2桁は必ず「00」でなければなりません。)(関税法第13条の4において準用する国税通則法第119条第1項)が、この端数切り捨てをしてない方が2%もありました。

②納付すべき関税額をマークシートに記載するに際して、その関税額が千万円に満たない場合には、先ず計算した関税額の前に「千万の位」に達するまで「0」を付けて、次に「千万の位」に達するまで「0」を付けた関税額を解答用紙にマークしなければなりません、これをしなかった方が9%もありました。

上記①及び②の方は、正しい納付すべき関税額を算出したものの、法定の端数切捨をせず、マークシートへの記入の注意事項を無視したために、《九仞の功を一簣に欠き》、得点をする事ができませんでした。本試験においては、こうしたケアレスミスをしないように心がける必要があります。

第9問(過少申告加算税額と重加算税額の計算) 正解率:10%

本問は、附帯税である過少申告加算税と重加算税が課される場合における加算税額を的確に算出する

ことができるかを問うたものですが、正解率は 10%と低率でした。解答無しの方が 22%（340 人）もいたことが正解率を大きく下げました。

既に本試験においては、税関の指導により修正申告をして未納関税額を納付する場合において課される過少申告加算税の額を算出する問題が数回にわたって出題されています。その延長線上にある加算税の額の計算問題として、未納関税額を納付する場合に過少申告加算税と重加算税が併せて課される問題を出題したことが、少し難度を高めたことは否めません。しかし、こうした加算税の額の計算問題は、計算式問題として出題される分野の問題であるので、的確に計算することができるようにしておく必要があります。

この納付すべき加算税額をマークシートに記載するに際しては、第 8 問の納付関税額のマークシートへの記載方法と同じように、その加算税額が千万円に満たない場合には、先ず計算した加算税額の前に「千万の位」に達するまで「0」を付けて、次に「千万の位」に達するまで「0」を付けた加算税額を解答用紙にマークしなければなりません、これをしなかった方が 8%もおりました。この方は、正しい納付すべき加算税額を算出したものの、マークシートへの記入の注意事項を無視したために、これも《九仞の功を一簣に欠き》、得点することができませんでした。

本試験においては、こうしたケアレスミスをしないように心がける必要があります。

第 10 問（課税価格の計算） 正解率：15%

本問は、輸入する貨物の課税価格を的確に算出することができるかを問うたものですが、正解率は、10%と低率でした。解答無しの方が 11%（170 人）もいたことが正解率を大きく下げました。

本問のポイントは、次の三つの費用ですが、その取り扱いを理解していない方が意外に多くいました。

① 買手が輸出する他の貨物の価格に依存した輸入貨物の値引き

買手（輸入者）が売手（輸出者）に対して販売する他の貨物の価格に今回輸入する貨物の価格が依存している場合であっても、その依存している額が明らかであるときは、当該明らかな値引額を当該輸入貨物の現実支払価格に加算（課税価格に算入）します（定率法基本通達 4-17-（2））。

この値引額を現実支払価格に加算（課税価格に算入）することについては、既に平成 23 年の本試験の輸入申告書作成問題で出題されています。

② 買手（輸入者）が特殊関係にある者から調達した金型の輸出者への無償提供

買手が無償で提供した金型を、買手と特殊関係にある者から購入調達して提供した場合には、その実際に購入調達に要した費用ではなく、当該金型の生産費（製造原価）を輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません（関税定率法基本通達 4-12-（5）-イ）。

この買手と特殊関係にある者から購入調達した金型の生産費（製造原価）を輸入貨物の課税価格に算入することについては、既に平成 19 年の本試験で出題されています。

③ 輸入貨物の輸入取引に係る仕入書を送付して来た後に相殺の通知

売手（輸出者）が仕入書を送付してきた後に、売手の貨物代金受取債権と売手の買手に対する債務の相殺を通知してきた場合には、売手から買手に対して送付してきた仕入書の価格は、債権債務の相殺が行われる前の価格であるので、相殺額を考慮することなく、仕入書価格を基礎として課税価格を計算します。

この輸入貨物の輸入取引に係る仕入書を送付して来た後の相殺の取扱については、既に平成 10 年の本試験で出題されて以来、しばしば出題されています。

この納付すべき加算税額をマークシートに記載するに際しては、第 9 問の納付関税額のマークシートへの記載方法を参照してください。「0」を付けなかった方が 2%もおりました。本試験においては、こうしたケアレスミスをしないように心がける必要があります。

第 11 問（課税価格の計算） 正解率：24%

本問は、輸入する貨物の課税価格を的確に算出することができるかを問うたものですが、正解率は 24%と低率でした。解答無しの方が 11%（170 人）もいたことが正解率を大きく下げました。

本問のポイントは、次の四つの費用ですが、その取り扱いを理解していない方が意外に多くいました。

① 無償提供生地を買付手数料

この買付手数料は、輸入貨物の買付手数料ではなく、「無償提供生地を買付に係るその他の手数料」であって、関税定率法第 4 条第 1 項第 3 号イに規定する「当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手により無償で提供された物品に要する費用」に該当するので、婦人服の課税価格に算入しなけ

ればなりません（関税定率法第4条第1項第3号イ）。

② 無償提供の外国開発のデザインの購入費用

無償提供した婦人服用のデザインについては、開発された場所が外国であれば、そのデザインの開発者の国籍を問わず、そのデザインの購入調達費用及び提供に要する費用は、婦人服の課税価格に算入しなければなりません（関税定率法第4条第1項第3号ニ、同法施行令第1条の5第2項、同法基本通達4-12-（4））。

③ 縫製アルバイトの雇用及び派遣の費用

買手（輸入者）は、このアルバイトの雇用に要する費用を負担しなければ（支払わなければ）、婦人服を輸入することができないところから、このアルバイトの雇用及び派遣に要する費用は、売手のために行われた間接支払に該当するので、輸入貨物の課税価格に算入しなければなりません（関税定率法第4条第1項本文、同法施行令第1条の4本文）。

④ 航空運賃特例の適用＝船舶運送運賃等の算入

当初、船舶運送により運送されるものとされていた貨物が、i－「輸入者の責めに帰すことができない理由により」本邦への到着が遅延するおそれがあるため、ii－「輸入者以外の者（輸出者）」が、iii－「航空運賃等を負担する」ことにより運送された場合には、特例として、航空運賃を当該貨物の課税価格に算入することなく、通常の運送方法である船舶により輸入港まで運送される場合の運賃等を課税価格に算入します（関税定率法第4条の6第1項、同法施行令第1条の12第1項、第2項第6号～第7号）。

なお、この場合において課税価格に算入する運賃及び保険料は、当該輸入貨物を運送するために当初手配された運送方法に係る運賃及び保険料の額とされています（同法基本通達4の6-1-（1））。

第12問（課税価格の計算） 正解率：13%

本問は、輸入する貨物の課税価格を的確に算出することができるかを問うたものですが、正解率は、13%と低率でした。解答無しの方が14%（223人）もいたことが正解率を大きく下げました。

本問のポイントは、次の三つの費用ですが、その取扱いを理解していない方が意外に多くいました。

① 債権債務の相殺（売手における貨物代金受取債権と広告宣伝費用支払債務との相殺）の否認

売手（輸出者）は、買手（輸入者）に対して送付してきた仕入書において、買手から支払いを受けることができる本来の貨物代金（受取債権額）と売手が買手に対して支払うべき輸出貨物の広告宣伝費用（支払債務額）を相殺しており、仕入書価格は、売手における貨物代金受取債権額と広告宣伝費用支払債務額との相殺後の価格となっているので、この相殺額を木製家具の課税価格に算入しなければなりません（関税定率法第4条第1項本文、同法施行令第1条の4本文前段、同法基本通達4-2-（3）-ハ）。

② 売手が支払う割増し海上運賃

輸入取引契約がCIF契約であって、売手（輸出者）が輸入貨物の輸入港までの運賃等を負担する場合には、当該割増運賃等は、現実支払価格に含まれているものとして取り扱われるので、当該輸入貨物の課税価格に算入する必要はありません（関税定率法基本通達4-8-（6）イ）。

③ 販売市場調査会社に対する肩代わり弁済

買手（輸入者）が輸入取引の条件として、買手が売手（輸出者）のために《売手が第三者に負っている債務の全部又は一部の肩代り弁済》を行う場合には、その弁済は、売手に対する貨物代金の間接的な支払であるので、当該肩代り弁済額は、木製家具の課税価格に算入しなければなりません。（関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-2-（2）、4-2の2-（1））。

■択一式

第13問（関税の納付） 正解率：39%

正解率は、低調でした。

正解答である「4」を選択できた方が40%、誤りである「1」を選択された方が27%、「0」は14%おられましたので、正解率の低下に影響しておりました。

「4」を選択できた方が50%以下の正解率となりましたが、この問題は、税法における基本問題として重要です。関税関係法令の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収されることとなる関税（特定用途免税など条件付で関税の軽減又は免除を受けた貨物の用途外使用等の場合に徴収される関税）の確定は賦課課税方式となっています。当該確定方式による関税については、税関長は、原則として納税

告知書を送達して行うこととなりますので、法令を再確認してください。「1」は、金銭担保の関税への任意充当についての理解を問うもので、金銭を担保として提供した場合において、関税を納付する事由が発生した場合にその納付がない限り担保を解除しないこととなると納税義務者に二重の負担となることを回避するため、金銭担保に限り納税義務者の意思によりその担保を関税の納付に充てることができることとなっておりますので、注意が必要です。

なお、回答なしの方が2%ありました。時間が足りなくなってきたのではないかと考えられますので、問題への取り組みの時間配分にも注意が必要です。

第15問（関税率表の所属の決定） 正解率：68%

合格基準には達しています。設問の項の規定と注の規定を忠実に読んで、第34.01項に含まれないものと含まれるものを整理し、含まれないものを選択すればできる基礎的な問題です。選択肢を誤った方は、『解答と解説』に記載している根拠理由を熟読してください。物品を分類する場合、部及び類の注の規定並びに項の規定について検討することは基本的なことです。これらを迅速かつ正確に理解する能力が身に付けば、インボイスの物品と関税率表とに係る分類ポイントを抑えやすくなり、輸出入申告書の作成に役立つものと思われます。

第16問（関税率表の所属の決定） 正解率：63%

合格基準に到達です。設問は身近な物品を対象としたため、所属の決定が容易だったものと思われます。残念なのは、含まれるものを選択した方が11%いましたが、トマトジュースは第20.09項の規定により第20類のジュース、ゴム製の長靴は第40類の注2（b）の規定により第64類の履物、デジタルカメラは第84類注1（f）及び第85.25項の規定により第85類の電気機器、タイムレコーダーは、第91.06項の規定により第91類の時計として分類されます。誤った方は、当該規定を見直して復習してください。

この種の問題は、本試験においても関税率表の広範囲な分野から頻繁に出題されています。過去問などを反復練習し、どの類でも対応できるようにしましょう。

第17問（一般特惠関税制度に係る原産地規則） 正解率：28%

正解率は、大変低調でした。

正解答（誤り）である「2」を選択できた方は、28%、正しい内容の記述を誤りと選択された方が、「3」は20%、「4」は15%、「5」は34%でしたので、これらが正解率の低下に大きく影響しております。

「3」及び「4」は、平成23年度の法令改正において、繊維製品に関する原産地規則の緩和等が行われた内容を理解しているかを問う問題ですので、選択された方は法令の再確認をしてください。

「5」は、最近よく出題されている問題ですので注意が必要です。

「5」は、特惠関税を適用する場合の原産地の認定に関する問題です。特惠受益国等において非原産国産品を原材料として用いて生産が行われた場合に、「実質的な変更」をもたらすような加工又は製造（以下「製造等」という。）が行われたかどうかを基準として原産地を認定しようとするものですが、その「実質的な変更」が行われたかどうかの認定は、当該原材料の分類される関税率表の項（4桁の数）の番号と製造等がされた後の製品の項の番号が異なるような変更があった場合に認定するものです。この場合において、生産された物品が関税暫定措置法施行規則別表の中欄に掲げる物品については、先の「実質的な変更」に該当する場合であっても、同表下欄に掲げる製造等が行われた場合（非原産品である物品以外の物品からの製造等がされた場合（すなわち当該特惠受益国等の原産品からの製造等がされた場合））にのみ原産品としての資格を認めることとなっておりますので、再度関連条文と当該別表を確認してください。

なお、類似の過去の出題例としては、一の特惠受益国等において、スパゲッティに他国の小麦を、果実のジュースに他国の果実を、マカロニに他国の小麦を、魚肉ソーセージに他国が採捕した魚を用いて生産されたものが出題されていますが、それぞれ同法施行規則別表の下欄の基準に該当しないため、原産品とは認められていません。